

暮らし
家庭ごみの少なさ 6年連続で県内第1位に!

環境省による『平成28年度一般廃棄物処理実態調査』の結果が発表され、加東市は『1人一日当たりの家庭ごみ排出量』が兵庫県内41市町の中で最少となりました。これで、平成23年度調査から6年連続になります。

この結果は、市民のみならず一人ひとりが「ごみを減らし、ごみを出さない」という高い意識で、日頃から分別の徹底や生ごみの水切り、マイバッグの活用などの身近なエコ活動を中心とした『3R(リデュース・リユース・リサイクル)』に取り組んでいただいた成果です。

今後とも、さらなるごみの排出抑制・分別の徹底にご協力ください。

次は資源ごみ集団回収量をアップさせよう!!

近年、資源ごみ集団回収の回収量が減少傾向となっており、再資源化(リサイクル)

ル)の取り組みを進めていく必要があります。古紙類(新聞、雑誌・チラシ、段ボール、紙パック等)、布類(衣類、ウエス等)、金属類(アルミ缶、スチール缶等)、ビン

類(ビール瓶、一升瓶等)は貴重な資源です。地域や各種団体により実施される『資源ごみ集団回収』を積極的に活用し、地域活動に役立てましょう。

※希望する団体のみ掲載。

資源ごみの集団回収予定(6月~平成31年3月)

社地域		滝野地域	
回収予定日	主催団体	回収予定日	主催団体
6月16日(土)	三草小学校PTA	6月9日(土)	滝野南小学校PTA
6月16日(土)	社小学校PTA	6月16日(土)	滝野東小学校PTA
7月29日(日)	鴨川保育園後援会	7月上旬	上滝野子供会
8月4日(土)	社中学校PTA	7月上旬	高岡子ども会
10月13日(土)	社中学校PTA	7月7日(土)	下滝野子ども会
12月9日(日)	鴨川小学校PTA	7月14日(土)	多井田子ども会
1月19日(土)	社小学校PTA	8月19日(日)	滝野中学校PTA
2月2日(土)	米田小学校PTA	9月29日(土)	曾我婦人部
東条地域		10月13日(土)	滝野南小学校PTA
回収予定日	主催団体	10月20日(土)	滝野東小学校PTA
8月18日(土)	東条中学校PTA	11月中旬	高岡育児園保護者会
10月27日(土)	東条中学校PTA	11月中旬	たきの愛児園保護者会
12月15日(土)	加東市老人クラブ連合会 東条支部	12月1日(土)	滝野中学校PTA
1月下旬	東条こども園保護者会	1月上旬	高岡子ども会
3月3日(日)	加東市老人クラブ連合会 東条支部	1月26日(土)	滝野東小学校PTA
		2月2日(土)	滝野南小学校PTA
		2月下旬	多井田子ども会
		3月上旬	上滝野子供会

資源ごみ集団回収の
新規実施団体を募集!!

資源ごみ集団回収は、ごみの減量・再資源化につながるほか、貴重な環境学習の場にもなります。また、回収量に応じて交付される奨励金は、地域活動などに活用いただけます。

対象団体

学校・園の保護者会や、地区・自治会をはじめとする地域の各種団体

実施するには・・・

資源ごみ集団回収の計画が必要ですので、あらかじめ生活環境課にご相談ください。



問 市民協働部生活環境課

担当 田中宏樹 ☎43・0503 (庁舎1階)

暮らし
6月は児童手当
現況届の提出月です

児童手当を受給されている方は、毎年6月中旬に『現況届』を提出していただく必要があります。

この届は、毎年6月1日現在における状況を届け出いただき、継続して受給できる資格があるかを確認するためのものです。

届け出がない場合は、6月以降の手当てが差し止めとなります。必ず期日までに提出してください。

届出用紙は、6月初旬に対象の各家庭に郵送します。記入方法・添付書類などの詳細は、同封の案内文をご覧ください。

提出期限 6月29日(金)

提出場所

- 庁舎1階ロビー
- 特設カウンター
- 市民協働部市民課

問 健康福祉部福祉総務課

担当 久米翼 ☎43・0408 (庁舎1階)

滞納処分の流れ

市税が滞納になった場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならぬと決められています。(地方税法)



滞納処分

滞納処分とは、納付が滞っている税金を強制的に徴収するため、滞納者の意思に関わりなく、財産を差し押さえて金銭に換え、滞納分の税金や延滞金に充当して完納させるといった手続きをいいます。

法律では『督促状』を発行した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと決められています。

督促

納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に『督促状』を送ります。督促状1通について、本来納付いただく税額とは別に、1000円の督促手数料を納付いただきます。

納付催告

督促状を送付しても納付がない場合に、電話や自宅訪問、文書による催告を行います。法律で

滞納処分をするまでに

は、滞納処分をするまでに催告しなければならぬと定められています。納付忘れなどによる滞納遅れがないかを確認するために実施します。

財産調査

滞納処分のために、国税徴収法の規定に基づき、次の方法で財産を調査します。

- 質問検査
滞納者の住居・事務所などへの強制捜索
- 質問検査
金融機関・勤務先・取引先などへの照会

差し押さえ

財産調査は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。また、徴税吏員の質問に対して偽りの陳述をした者や、検査を拒否・妨害・忌避した者、偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

延滞金

納期限経過後に納税する場合、法律に基づく割合で延滞金が加算されます。うっかり納め忘れた場合でも、納期限を過ぎると延滞金が掛かります。

納税に困ったときは、

事情により納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限までにご相談ください。

平成29年度差し押さえ件数

不動産	40 (24)
預貯金等の債権	228 (83)
給与・年金	70 (54)
動産	4 (6)
合計	342(167)

※()内は平成28年度件数

問 総務財政部税務課

担当 徳岡あけみ ☎43・0398 (庁舎1階)